

第5章

マレーシアの障害児教育制度の現状と課題

川島 聡

はじめに

マレーシア政府は2010年7月に国連の「障害者の権利に関する条約」(以下、障害者権利条約)を批准した。障害者権利条約は、教育分野等の差別を禁止し、合理的配慮の否定を差別とする。また、この条約はインクルーシブ教育制度の実現を求めている。では、この条約に照らすと、マレーシアの障害児教育は、どのように評価できるのだろうか。

この点、まず注目すべきは、マレーシアで2008年障害者法 (*Persons with Disabilities Act 2008*) という名の法律が成立したことである。とくに、この法律が合理的配慮の規定を設けていることに着意すべきである。ただ、この法律は、障害者権利条約の場合とは異なり、合理的配慮の否定を差別として位置づけていない。そのため、この意味では、教育分野の差別禁止に関して、マレーシアが障害者権利条約の義務を誠実に履行することは困難な状況にあるといえる。

つぎに注目すべきは、マレーシアの障害児教育が、1996年教育法と1997年特別教育規則(以下、1997年規則)に基づいて、インクルーシブ教育制度に向けて一定の進歩をみせていることである。さらに、最近になって、1997年規則にとって代わる新しい規則として、2013年特別教育規則(以下、2013年規則)が成立したことが重要である。

以上の諸点を念頭において、以下では、マレーシアの障害児教育制度の

歴史、現状、課題を検討する。この検討は、マレーシアの障害児教育制度が障害者権利条約に抵触するかどうかを評価するための基礎的な考察のひとつとして位置づけられる。

第1節 歴史

マレーシアの最初の特別学校は、1948年に設立されたプリンセス・エリザベス盲学校である。それ以前は、地域のグループや宗教的な施設が、特別教育ニーズのある子ども（障害児）に教育を提供していた。その後、1954年に連邦盲学校が設置され、学業と職業訓練を提供した。

マレーシア政府は、1957年に独立したのち、1961年教育法 (*Education Act of 1961*) のもとで、障害児教育を扱った。1979年には、マレーシア内閣委員会の報告が出され、障害児に対して良質の教育を提供することが強調された。この委員会の勧告に基づいて、関係省庁連絡会議 (Inter-Ministerial Committee) が組織され、障害児の論点がとりあげられた。そして、社会福祉省と教育省が、障害児教育に関して共管体制をとった。保健省は、障害児の早期介入計画に責任を負った。

マレーシア教育省のモード・ノルディン・ビン・アワング・マツトによれば、以上がマレーシアにおける初期の障害児教育の特徴である (Mohd Nordin bin Awang Mat n.d.)。そして、アブドゥル・アジズ・ビン・ジャンタン博士も、次のように同様の指摘をしている。

1981年以前は、マレーシア政府は、障害児の学校教育をほとんど配備しなかった。ボランティア団体が、そうした学校教育を提供していたのである。軽度障害児は、親が希望すれば、普通学校に通うことができたが、脱落してしまう子どもが多かった。

1981年に、マレーシア政府は、障害児教育に責任を負うことになった。具体的には、教育省と社会福祉省 (1990年に国家統一開発省に改称) が分担して責任を負った。そして、教育省は、障害児が教育を受ける場として、「最も制限的でない場」 (least restrictive environment) と呼ばれる政策を採用した。

これは、通常学校のなかに、障害児のための独立した特別教室（special education classes: SEC）を設けることを意味した。1995年には、障害児教育を扱う特別教育局（Special Education Department）が設けられた（Abdul Aziz Bin Jantan 2007）。

第2節 現況

1. 特別教育プログラム

マレーシアの子どもは、基本的には、4・5歳のプレスクールの後、小学校（Primary School）に満6歳から12歳までの6年間通う。そして、中等教育（Secondary Education）は、13歳から17歳までの5年である。中等教育は、3年間の下級中等学校（Lower Secondary School）と、2年間の上級中等学校（Upper Secondary School）に分けられる。小学校では、読み書き、算数、思考力、道徳といった基礎を養う（Abdul Aziz Bin Jantan 2007）。

これに対して、障害児教育は、「特別教育プログラム」のもとで行われている。1997年規則第2条は、「特別教育プログラム」として、3つの障害児教育の形態を定める。すなわち、(a) 視覚・聴覚障害児のための「特別学校」（すべての在校生が障害をもっている）、(b) 視覚・聴覚障害児と学習障害児のための「統合プログラム」（普通学校のなかにある障害児のための教室（特別教室））、(c) 「インクルーシブ教育プログラム」（普通学校のなかにある障害児を統合している普通学級）、である。この3つが、障害児教育の骨格となる。

マレーシア教育青書（2013～2025年）によれば、(a) は6パーセント未満、(b) は89パーセント未満、(c) は5パーセント未満の障害児が通っている。2013年12月16日に筆者がクアラルンプールで行ったインタビューによると、(b) の特別教室で学んでいる者の大部分は、実際には、学習障害児（軽度・中度）である（なお、ここでの学習障害児には、日本でいえば、知的障害児と発達障害児が含まれる）。重度の学習障害児は、「特別教育プログラム」の制度

から外れて、社会福祉局による「地域社会に根ざしたりハビリテーション」(Community based Rehabilitation: CBR)の一環として、教育的な福祉サービスを受けたり、NGOが提供する私立学校(private school)に通ったりするという。また、(c)のインクルーシブ教育プログラムには、実際には、視覚障害児の数が比較的多いとされる。視覚障害児は、普通学校に適應しやすい(adaptable)ということが、その理由のようである。

2012年の時点で、マレーシアの教育省が提供している上記の障害児教育のもとで、通学している障害児の総数は、合計5万3983人を数える。内訳として、視覚障害児は855人、聴覚障害児が3018人、学習障害児が5万110人である(表5-1)。ここからわかるように、学習障害児が9割以上を占めている。また、通学している障害児の総数は、2008年から2012年までのあいだに着実に増えている(表5-2)。2012年の総数(5万3983人)は、2008年の総数(2万9935人)の1.8倍ほどになっている。

このような、マレーシアの障害児教育の発展は、2008年障害者法の成立

表5-1 学校在籍の障害児総数の障害別内訳(2012年)
(人)

	視覚障害	聴覚障害	学習障害
プレスクール	20	85	669
小学校	383	1,657	29,540
中等学校	452	1,276	19,901
総数	855	3,018	50,110

(出典) Special Education Division, Ministry of Education, 2012より筆者作成。

表5-2 学校在籍の障害児総数の過去5年の推移(2008~2012年)
(人)

	2008	2009	2010	2011	2012
プレスクール	606	748	786	811	774
小学校	19,698	23,647	28,018	29,726	31,580
中等学校	9,631	14,515	17,184	19,700	21,629
総数	29,935	38,910	45,988	50,237	53,983

(出典) Special Education Division, Ministry of Education, 2012より筆者作成。

や障害者権利条約の批准（2010年）などを背景とするものである。

2. 2008年障害者法

2008年障害者法は、障害者権利条約の規定と同じ規定、あるいは非常に似た規定を含んでいる。ここでは、2008年障害者法の教育分野の規定に関して具体的にみてみよう。

まず、2008年障害者法第28条2項は、政府と民間教育提供者は、障害者が教育に完全かつ平等に参加することを容易にするため、障害者が生活するうえでの技能および社会的な発達のための技能を習得することを可能とするための適切な措置を講じる、と定める。この規定は、障害者権利条約第24条3項とほぼ同様の規定である。

また、2008年障害者法第28条2項は、サブパラグラフの(a)から(c)をおいているが、これらと同様の規定は、障害者権利条約第24条3項の(a)から(c)にそれぞれみられる。まず、2008年障害者法第28条2項(a)は、「点字、代替文字、補助代替コミュニケーションの形態、手段および様式、ならびに歩行技能の習得を容易にすること。また、ピア・サポートおよびピア・メンタリングを容易にする」と定める。これは、障害者権利条約第24条3項(a)と同じ文言である。

つぎに、2008年障害者法第28条2項(b)は、「マレーシア手話の習得およびろう社会の言語的なアイデンティティの促進を容易にする」(傍点は引用者)と定める。手話がマレーシア手話となっている部分を除くと、この規定も障害者権利条約第24条3項(b)と同じ文言である。

最後に、2008年障害者法第28条3項(c)は、「盲人、ろう者または盲ろう者(とくに子どもの盲人、ろう者または盲ろう者)の教育が、その個人にとって最も適切な言語ならびにコミュニケーションの形態および手段で、かつ、学業面の発達および社会性の発達を最大にする環境で行われることを確保する」と定める。これも、障害者権利条約第24条3項(c)と同じ文言である。

以上に加えて、2008年障害者法は、障害者権利条約第24条の規定ぶりと

はやや異なるが、政府と民間教育提供者は、教育関係に関して、障害児・者に合理的配慮を提供する旨の規定を設けている。そして、2008年障害者法は、「合理的配慮とは、障害者が障害をもたない者との平等を基礎として生活の質および福利を享有しまたは行使することを確保するための必要かつ適切な変更および調整であって、特定の場合に必要とされるものであり、かつ、不釣り合いなまたは過重な負担を課さないものをいう」と定義する。この定義は、次の点を除いて、障害者権利条約における合理的配慮の定義と同じである。すなわち、2008年障害者法では「他の者との平等を基礎としてすべての人権および基本的自由」とされている部分が、障害者権利条約では「障害をもたない者との平等を基礎として生活の質および福利」となっている。

以上のほかに、重要な論点となるのが、「一般教育制度」という文言である。まず、障害者権利条約の規定を確認したい。この条約の第24条2項は、柱書で、「締約国は、1の権利を実現するに当たり、次のことを確保する」として、(a) から (e) まで、5つのサブパラグラフをおいている。これら5つのうち、注目すべき規定として、サブパラグラフ (a) は「障害者が障害を理由として一般教育制度から排除されないこと、および障害児が障害を理由として無償のかつ義務的な初等教育からまたは中等教育から排除されないこと」と定め、サブパラグラフ (d) は「障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要とする支援を一般教育制度のもとで受けること」と定める（傍点は引用者）。

これらの規定について論点となるのが、「一般教育制度」(general education system) という文言の意味内容である。この文言のあり得る解釈として、①普通学校の制度と、②教育省（教育の主担当省、教育の主たる所管省）の管轄下の制度、のふたつがある。条約交渉過程の議論が示唆するように（長瀬2008）、「一般教育制度」という文言は、特別学校の制度と対比されるところの普通学校の制度（上記①）を意味するのではなく、教育省の管轄下の制度（上記②）を意味する、と解される。そのため、サブパラグラフ (a) に含まれた「障害者が障害に基づいて一般教育制度から排除されない」という文言は、障害者が教育省の管轄下の制度（上記②）から排除されないことを意

味する、といえよう。

障害者権利条約第24条2項と同様の表現として、2008年障害者法第28条1項は、障害者は障害を理由に「一般教育制度」(general education system)から排除されない、と定める。この規定は、素直に解釈すれば、障害者権利条約の上記規定と同じ意味だと考えるべきであろう。そして、そのように解するのであれば、1997年規則のなかに「教育可能」という文言が含まれていたことが問題となる。なぜなら、この文言は、一部の障害者を「一般教育制度」から法的に排除することにつながるからである。この意味で、1997年規則は、障害者権利条約と2008年障害者法に抵触していた、といえる。もっとも、1997年規則にとって代わった2013年規則は、「教育可能」という文言を含んでおらず、この抵触は、法文上は一応解消されることになった。この論点について、以下において詳しくみてみよう。

3. 2013年規則

最近の動向として、とくに注目されるのが、1997年規則にとって代わる新しい規則が、2013年に成立したことである。この2013年規則は、2013年7月5日に策定され、同年7月18日に発効している。

1997年規則の問題のひとつとして、しばしば指摘されるのが、「教育可能」(educable)という文言が当該規則のなかに含まれていたことである。1997年規則によれば、「特別なニーズのある児童・生徒が教育可能であるとされるのは、その者が他の者の支援なしに自分自身で身の回りのことをすることができて、かつ、医師、教育省の職員および福祉局の職員から構成される審査団が、その者を、全国教育プログラムを遂行可能できる者と承認する場合である」。この文言は、教育省が、一部の重度障害児を排除することを法的に可能にする。2013年12月16日にクアラルンプールで実施した筆者のインタビューによれば、「教育可能」ではない障害児は、特別教育プログラムを受けることができず、社会福祉局のリハビリテーション・サービス(CBR)を受けることになる。

2013年規則は、「教育可能」という文言を含んでいない。そのため、もは

や教育省は、一部の重度障害児の教育に責任を負わない、と法的に主張することができなくなった。もちろん、この文言が存在しないからといって、即座に、重度障害児を含むすべての障害児が特別教育プログラムを実際に受けられるようになるとはいえないであろう。しかし、そうだとした場合、教育省は、その方向に向けて絶えず改善する責任を法的に負うことになる。「教育可能な」児童とそうでない児童とを分けて、教育省が前者の児童のみを対象に施策を講じることは、法的には許容されないのである。

この改正は、マレーシアが障害者権利条約第24条2項の規定を遵守するという観点からも注目される。

第3節 課題

以上で述べた2008年障害者法や2013年規則の成立などにみられるように、マレーシアの障害児教育は着実に発展してきている。だが、課題もある。たとえば、2013年規則の成立によって、2008年障害者法（および障害者権利条約）と1997年規則との抵触問題は、法文上は一応解消されたが、実際に、2013年規則が運用されていく段階で、教育省が一部の障害者を事実上排除するようなことがあり得るかもしれない。また、2008年障害者法は、障害児教育との関係において合理的配慮の規定を設けているが、その位置づけは曖昧なままである。というのは、2008年障害者法は、障害者権利条約とは異なり、「合理的配慮の否定」を差別として明記していないからである。

以上のほかにも、マレーシアの障害児教育には、いくつも課題がある。ここでは、マレーシアの最近の文書として、2012年に出されたマレーシア子どもの権利連合の報告と、マレーシア教育青書（2013～2025年）を紹介しながら、マレーシアの障害児教育の課題を描いてみたい。

1. マレーシア子どもの権利連合の報告 (2012年)

マレーシア子どもの権利連合(子どもの権利にかかわる7団体の連合体)は、2012年の報告書のなかで、障害児教育の課題を述べている(Child Rights Coalition Malaysia 2012)。第1は、統計の課題である。社会福祉局には、2011年に35万9203人の障害者(視覚障害、聴覚障害、言語障害、身体障害、知的障害、精神障害、重複障害)が登録されているが、この障害者数は、マレーシアの人口の1パーセントほどにすぎないため、少なすぎる(世界保健機関(WHO)の統計では、障害者数は世界人口の15パーセントである)。しかも、この統計は、年齢別ではないので、障害児人口がわからない、という問題がある。

第2に、障害児の教育機会が十分保障されていない。マレーシアの教育省が提供している障害児教育は、次の3つに分かれる。すなわち、障害児は、①特別学校(障害児のみが通う学校)、②普通学校内の特別学級、③普通学校内の普通学級のどれかに通う。これらの学校に通えない障害児は、社会福祉局の管轄下の「地域に根ざしたりハビリテーション」(CBR)プログラムを受けることになる。2012年時点で、マレーシアには28の特別小学校、ふたつの特別中学校、ふたつの特別職業中学校があるが、すべて都心に配置されている。とくに中学校の数は少なく、障害児の教育機会を確保するためには十分ではない。

第3に、特別学級への入学を決定する評価基準が不透明である。教育省は、普通学校内で授業を受けるか、あるいは特別学校に通うかを判断するための規則を定めていない。そのような決定は、特別教育教員の助言を受けた学校の執行部の裁量と、障害児を普通学級に受け入れたいと思う普通学校の教員の意思とに委ねられている。

第4は、インクルーシブ教育の原則に関する課題である。インクルーシブ教育を実施するためには、学校の運営と教員の支援が必要である。しかし、そうしたものを欠いているのが、マレーシアの現状である。サラマンカ宣言(1994年)の採択から20年ほど経っているが、マレーシアでは、とく

に学習障害児に関して、インクルーシブ教育の課題が山積している。そして、わずかに6パーセントの障害児が普通学級に通っているにすぎないという状況にある。

マレーシア子どもの権利連合は、以上のような分析をふまえて、マレーシア政府に対して、次のような勧告をしている（第27段落）。すなわち、マレーシア政府は、「すべての障害児が無償の教育の機会を享受できることと、かれらが可能なかぎり普通学校と普通学級に効果的に統合されることを確保しなければならない」。また、マレーシア政府は、「物理的なアクセシビリティを向上させることで、また教員、セラピストその他の職員を支援することで、さらに障害意識向上と特別ニーズ教育の基礎とに関する教員研修をすることで、また代替的な教育評価方法を開発することで、障害児が普通学校に通うことを可能にするための資金を拠出しなければならない」。

2. マレーシア教育青書（2013～2025年）

2012年9月に教育省が公表したマレーシア教育青書は、次のように、①特別教育学校、②特別教育統合プログラム、③インクルーシブ教育プログラム、という3つの障害児教育制度の課題を述べている。第1に、オーグメントド（聴覚訓練士）と作業療法士のような専門家と適格性のある教員が足りない。第2に、障害種別の課程（カリキュラム）は、たとえば視覚障害のある者と聴覚障害のある者の場合には用意されているが、自閉症等の学習障害者向けのはあまりない。第3に、障害児は、普通学校でのアカデミックなカリキュラムよりも、生活技能を身に付けるための応用的、職業的なカリキュラムのほうが適しているかもしれない、という懸念がある。第4に、普通学校の設備は、全般的に障害児にとって好ましい状況になく、支援機器も不足している。

マレーシア教育青書のなかで、教育省は、普通学校がインクルーシブ教育志向になることが、差別的態度の克服につながる、とするサラマンカ宣言と、「教育への完全かつ平等な参加」を促進するために必要な支援を障害児に提供する、と定める2008年障害者法とに言及しながら、インクルーシ

ブ教育を支持する。ちなみに、2008年障害者法は、障害者権利条約に含まれている「完全なインクルージョンという目標」や「インクルーシブで質の高い無償の初等教育および中等教育」や「あらゆる段階におけるインクルーシブな教育制度および生涯学習」という文言自体を含んでいない。それでもやはり、基本的に、マレーシア政府がインクルーシブ教育を支持していることに変わりはない。

文部省は、インクルーシブ教育の推進という目的を達成するために、3段階の計画を用意している。第1段階は、現行のプログラムの強化である。第2段階は、この目的の達成に向けて、障害児の教育支援のための専門家集団を養成することである。第3段階は、その評価と強化である。このような計画をめぐる今後の動向が注目される。

おわりに

障害者権利条約は、障害差別を禁止すると同時に、インクルーシブ教育制度を実現することをマレーシアに求めている。この点、たしかにマレーシアの障害児教育は、インクルーシブ教育を志向するようになってきている。しかし、障害児に関する基本的な統計がなかったり、障害児教育が都市部に偏っていたり、障害児教育のための資源が不足していたり、課題は山積している。また、マレーシアの障害者法は差別禁止アプローチをとっていないため（川島 2010；2012）、学校が合理的配慮を否定しても差別にはならない。このように、マレーシアの障害児教育は、障害者権利条約の観点からみて、課題を残している。この点に関して、今後、国連の障害者権利委員会（ジュネーブ）が、どのように評価するかが注目されよう。

[参考文献]

<日本語文献>

- 川島聡 2010. 「マレーシアにおける障害者の法的定義—2008年障害者法を中心に—」
小林昌之編『アジア諸国の障害者法—法的権利の確立と課題—』アジア経済研究所
207-223.
- 2012. 「マレーシアの障害者雇用と国際人権法」小林昌之編『アジアの障害者雇
用法制—差別禁止と雇用促進—』アジア経済研究所 187-201.
- 長瀬修 2008. 「教育」長瀬修・東俊裕・川島聡編『障害者の権利条約と日本—概要と
展望』生活書院 137-166.

<外国語文献>

- Abdul Aziz Bin Jantan. 2007. “Primary School Teachers Malaysia; Inclusive Education
Malaysia.” Ph.D. Thesis, University of Northumbria.
- Child Rights Coalition Malaysia. 2012. *Status Report on Children’s Rights in Malaysia*.
(http://www.unicef.org/eapro/Report_on_Childrens_Rights_.pdf).
- Noraini Zainal Abidin. 2009. “What do we Mean by Transition at Secondary School for
Students with Special Educational Needs: A Case Study in the Federal Territory.”
Ph.D. Thesis, University of Warwick, Institute of Education.
- Mohd Nordin bin Awang Mat. n.d. *Developing Special Education In Each Country and
Enhancing International Mutual Cooperation among Countries in the Asia-Pacific
Region*. (http://www.nise.go.jp/kenshuka/josa/kankobutsu/pub_d/d-175/d-175_1_6.pdf).
- Equal Rights Trust. 2012. *Washing the Tigers: Addressing Discrimination and Inequality in
Malaysia*. ERT Country Report Series 2. (<http://www.equalrightstrust.org/ertdocumentbank/Malaysia%20CR%201.pdf>).
- Vernor Munoz Villalobos. 2009. *Report of the Special Rapporteur on the Right to Education*,
Addendum: Mission to Malaysia, 20 March 2009, A/HRC/11/8/Add.2. Geneva: UN
Human Rights Council. (<http://www.unhcr.org/refworld/docid/49f06efd2.html> 2013
年3月8日アクセス).

[章末資料]

以下において、3つの資料を訳出する。第1に、1996年教育法 (*Malaysian Education Act 1996*) の障害関係部分を訳出する (資料5-A)。第2に、この法律を具体化する1997年特別教育規則 (*Education (Special Education) Regulation 1997*) を全訳する (資料5-B)。第3に、1997年特別教育規則にとって代わる2013年特別教育規則 (*Education (Special Education) Regulations 2013*) を全訳する (資料5-C)。

〈資料5-A〉 1996年教育法 (法律第550号) の障害関係部分 (抄訳)

第2条 「特別教育」とは、特別なニーズのある児童・生徒のための教育をいう (訳者注: 2008年の改正教育法 (*Education (Amendment) Act 2008: An Act to amend the Education Act 1996*) によって、「特別教育」の定義において「児童・生徒の特別な教育ニーズ」の代わりに「特別なニーズのある児童・生徒」が用いられることになった。)

「特別学校」とは、第41条に定める規則に定める、特別教育を提供する学校をいう。

第8章 特別教育

第40条 教育大臣は、第34条1項 (b) 号に基づいて設置される特別学校または教育大臣が便宜的な手段とみなす初等学校もしくは中等学校において特別教育を提供するものとする。

第41条 次項および第3項の規定に従うことを条件として、教育大臣は次の事項に関して規則を定めることができる。

- (a) 特別学校を受けている児童・生徒のニーズに適した初等学校および中等学校の期間
- (b) 特別教育に関して用いられるカリキュラム
- (c) 特別教育を必要とする児童・生徒の部類ならびに各部類の特別学校の児童・生徒の教育に適切な方法
- (d) 教育大臣が、この章の適用上、便宜的な手段または必要な手

段とみなす他のあらゆる事項

- 2 前項 (a) 号に基づいて教育大臣が定める期間は、場合に応じてこの法律に定める初等学校または中等学校の最短期間を下回ってはならない。
- 3 第1項 (b) 号に基づいて定められるカリキュラムは、合理的に実行可能な限り、ナショナルカリキュラムの要件を満たさなければならない。

〈資料5-B〉1997年特別教育規則（全訳）

第1条 この規則は、1997年の特別教育規則と呼ぶことができるものとし、1998年1月1日に施行する。

第2条 この規則において、文脈により別に解釈すべき場合を除き、「特別なニーズのある児童・生徒」とは、視覚障害もしくは聴覚障害または学習障害のある児童・生徒をいう。

「特別教育プログラム」とは、次の各号に該当するものをいう。

- (a) 視覚障害または聴覚障害のある児童・生徒のための特別学校において提供されるプログラム
- (b) 視覚障害もしくは聴覚障害または学習障害のある児童・生徒のための通常学校における統合プログラム
- (c) 普通の児童・生徒とともに通常学級に出席できる、特別なニーズのある児童・生徒のためのインクルーシブ教育プログラム

第3条 国立学校および政府補助学校において、特別なニーズのある児童・生徒で教育可能なものは、特別教育プログラムに参加する資格を有する。ただし、次の生徒・学生は除くものとする。

- (a) 普通の児童・生徒と同様に学ぶ知的能力を有する、身体障害のある児童・生徒
- (b) 重複障害のある児童・生徒、重度の身体障害のある児童・生徒または重度の精神遅滞のある児童・生徒

2 特別なニーズのある児童・生徒が教育可能であるとされるのは、その者が他の者の支援なしに自分自身で身の回りのことをすることができ、かつ、医師、教育省の職員および福祉局の職員から構成される審査団がその者を全国教育プログラムの遂行が可能なる者と承認する場合である。

第4条 特別教育カリキュラムを実施する場合に、教師は、特別教育の趣旨および目的を達成するために、教育・学習の手法・技術、活動の時間・順序、科目ならびに教材を変更することができる。

1997年12月30日作成

〈資料5-C〉 2013年特別教育規則（全訳）

第1条（引用）この規則は、2013年の特別教育規則と呼ぶことができるものとする。

第2条（適用）この規則は、特別教育（Special Education）を実施する国立学校および政府補助学校に適用する。

第3条（解釈）この規則において、

「行動規準」とは、特別教育ニーズのある児童・生徒の教育に関する行動基準をいう。

「特別教育カリキュラム」とは、次の各号に該当するものをいう。

- (a) 全国カリキュラム
- (b) 教育省長官（Registrar General）によって改訂された全国カリキュラム
- (c) 教育省長官によって特別に立案されたカリキュラム
- (d) 教育省長官の意見として特別教育ニーズのある児童・生徒にとって適切かつ有益な技能訓練カリキュラム

「特別教育ニーズのある児童・生徒」とは、場合により、医師、検眼医、聴覚訓練士または心理学者が、次の各号に該当する障害または困難をもっている児童・生徒として認定した児童・生徒をいう。

- (a) 視覚障害
- (b) 聴覚障害
- (c) 言語障害
- (d) 身体障害
- (e) 学習困難
- (f) 上記の（a）号から（e）号に掲げる障害または困難の組み合わせ

「特別教育」とは、次の各号に該当する教育の段階に関して、特別学校または特別教育統合プログラムもしくはインクルーシブ教育プログラムを実施する学校における特別教育ニーズのある児童・生徒のための教育をいう。

- (a) プレスクールの教育
- (b) 小学校の教育
- (c) 中等学校の教育
- (d) 高等教育の教育

「インクルーシブ教育プログラム」とは、国立学校または政府補助学校の同じ学級において他の児童・生徒とともに特別教育ニーズのある児童・生徒が受ける、かれらのための教育プログラムをいう。

「特別教育統合プログラム」とは、国立学校または政府補助学校の特別学級において特別教育ニーズのある児童・生徒が受けるためだけの、かれらのための教育プログラムをいう。

「個別教育プラン」とは、教育省長官が決定した事項を含む記録で、特別教育ニーズのある各児童・各生徒のための教育プランを記載したものをいう。

第4条 (試用期間における要件) 第5条第1項に定める特別教育を受けることについて特別教育ニーズのある児童・生徒の適合性を決定するため、児童・生徒は、国立学校または政府援助学校において3カ月以内の試用期間を受けなければならない。

2 前項に定める使用期間が終了したとき、当該生徒・児童が通った学校は、試用期間報告を作成し、委員会に提出しなければならない。

3 前項に定める委員会は、次の委員から構成されるものとする。

(a) 学長、校長または特別教育の上級アシスタント

(b) 国家教育局所長または郡教育事務所長

(c) 社会福祉局長官または障害者開発局長官

第5条 (特別教育への適合性) 前条第2項のもとの試用期間報告を受領したとき、委員会は特別教育を受けることについて特別教育ニーズのある児童・生徒の適合性を決定しなければならない。

2 試用期間のあいだに特別教育ニーズのある生徒・児童が通った学校は、前項のもとの委員会による決定を当該生徒・児童に通知しなければならない。

第6条 (訴え) 前条第1項における委員会の決定に不服がある者は誰でも、当該決定の通告があった日から30日以内であれば、州教育局長(Registrar)に書面で訴えることができる。

2 州教育局長の決定は終局のものとする。

第7条 (行動規準) 教育省長官は、特別教育ニーズのある児童・生徒のための教育プログラムを計画し、準備しおよび実施するにあたっての指針となる標準的な諸手続からなる行動規準を作成する。

2 教育省長官は、行動規準を改訂することができる。

3 特別教育の実施にかかわる者はすべて、行動規準を遵守しなければならない。

第8条 (特別教育の実施) 特別教育を実施するため、

(a) 特別教育の実施に関与するいずれの者も、特別教育カリキュラムを用いなければならない。

- (b) 教師は、個別教育プランを用いなければならない。
- (c) 教師は、次の各号に該当するものを変更することができる。
 - (i) 指導および学習の方法または技術
 - (ii) 各活動の配分割
 - (iii) 活動準備
 - (iv) 教育補助

2 前項 (c) 号のもとでのいずれの変更も、特別教育カリキュラムに基づかなければならない。

第9条 (正課併行活動に参加する要件)

委員会が第5条第1項に定める特別教育を受けることについて適合していると決定した特別教育ニーズのある児童・生徒は、その児童・生徒の適合性に応じて、1997年教育(全国カリキュラム)規則[P. U. (A) 531/1997]において定義される正課併行活動に参加するものとする。

第10条 (特別教育ニーズのある児童・生徒の教育の期間) 特別教育ニーズのある児童・生徒の教育は、次のとおり期間を延長することができる。

- (a) 小学校については2年以内
- (b) 中等学校については2年以内
- (c) 小学校については1年および中等学校については1年

2 前項 (b) 号の規定にかかわらず、中等特別教育職業学校の職業教育を受けている特別教育ニーズのある児童・生徒のための教育は、さらに1年延長することができる。

第11条 廃止

1997年教育(特別教育)規則[P. U. (A) 532/1997]は廃止される。

2013年7月5日作成